



埼玉県報

第411号
令和5年(2023年)
5月9日
火曜日

目次

告示

- 七郷北部土地改良区の役員就退任届（東松山農林振興センター）
- 嵐山南部土地改良区の役員就任届（東松山農林振興センター）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 県道行田蓮田線の区域の変更（行田県土整備事務所）
- 県道行田蓮田線の供用の開始（行田県土整備事務所）
- 荒川左岸南部流域下水道ばいじん処分業務委託その1に関する契約の相手方等の公示（下水道事業課）
- 荒川左岸南部流域下水道ばいじん処分業務委託その2に関する契約の相手方等の公示（下水道事業課）
- 荒川右岸流域下水道ばいじん処分業務委託その1に関する契約の相手方等の公示（下水道事業課）
- 荒川右岸流域下水道ばいじん処分業務委託その2に関する契約の相手方等の公示（下水道事業課）
- 中川流域下水道ばいじん処分業務委託その1に関する契約の相手方等の公示（下水道事業課）
- 中川流域下水道ばいじん処分業務委託その2に関する契約の相手方等の公示（下水道事業課）

告 示

埼玉県告示第五百六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、七郷北部土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和五年五月九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任

職名	氏名	住所
理事	荻山正枝	埼玉県比企郡嵐山町大字古里八百番地一

同	安藤勝教	同 同 同 七百九十六番地二
---	------	----------------

同	安藤喜幸	同 同 同 七百九十三番地
---	------	---------------

同	大塚晃	同 同 同 三百七十番地
---	-----	--------------

同	大塚浩	同 同 同 四百三十三番地二
---	-----	----------------

同	飯嶋次郎	同 同 同 四百九番地一
---	------	--------------

同	小林智	同 同 同 吉田四百六十六番地二
---	-----	------------------

同	大久保文雄	同 同 同 七百八十四番地
---	-------	---------------

同	島田和明	同 同 同 八百三十四番地
---	------	---------------

同	小澤嘉久	同 同 同 千七十一番地四
---	------	---------------

同	福島史浩	同 同 同 千三十一番地
---	------	--------------

同	馬場亨	同 同 同 千四百十六番地
---	-----	---------------

同	前田光弘	同 同 同 千三百番地
---	------	-------------

同	森正子	同 同 同 小川町大字西古里五百十二番地
---	-----	----------------------

同	飯島誠	同 同 同 熊谷市塩六百三十四番地
---	-----	-------------------

同	福島正浩	同 同 同 比企郡嵐山町大字吉田九百三十番地
---	------	------------------------

同	田嶋信也	同 同 同 古里八百一番地一
---	------	----------------

同	長島登	同 同 同 鎌形千二百六十番地
---	-----	-----------------

二 退任

職名	氏名	住所
理事	安藤誠	埼玉県比企郡嵐山町大字古里八百三十三番地一

同	安藤雅康	同 同 同 八百三番地
---	------	-------------

同	安藤康正	同 同 同 五百九十九番地
---	------	---------------

同	大塚晃	同 同 同 三百七十番地
---	-----	--------------

同	飯島守	同 同 同 四百五十二番地
---	-----	---------------

告 示

埼玉県告示第五百六十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、嵐山南部土地改良区から役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和五年五月九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任

職名	氏名	住所
理事	長嶋 克枝	埼玉県比企郡嵐山町大字鎌形九百九十三番地

告 示

埼玉県告示第五百六十七号

令和四年埼玉県告示第六百十六号で公示した公共測量は、令和五年三月三十一日終了した旨測量計画機関である宮代町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年五月九日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第五百六十八号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局北首都国道事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年五月九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局北首都国道事務所

二 作業種類

公共測量（一級基準点測量、二級基準点測量、四級基準点測量）（車載写真レザ測量）

三 作業地域

埼玉県三郷市高州一丁目から三郷市高州四丁目

四 作業期間

令和五年四月十五日から令和五年八月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第五百六十九号

令和五年埼玉県告示第百八号で公示した公共測量は、令和五年三月十日終了した旨測量計画機関であるふじみ野市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年五月九日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第五百七十号

令和五年埼玉県告示第千三百十九号で公示した公共測量は、令和五年三月十日終了した旨測量計画機関である独立行政法人都市再生機構から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年五月九日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第五百七十一号

令和四年埼玉県告示第千三百二十一号で公示した公共測量は、令和五年三月二十
二日終了した旨測量計画機関である鶴ヶ島市から通知を受けたので、測量法（昭和
二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規
定により公示する。

令和五年五月九日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第五百七十二号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局荒川調節池工事事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年五月九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局荒川調節池工事事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

国土交通省関東地方整備局荒川調節池工事事務所管内荒川（埼玉県上尾市、川越市、さいたま市西区）

四 作業期間

令和五年四月十日から令和五年十月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第五百七十三号

令和五年埼玉県告示第二百九号で公示した公共測量は、令和五年三月二十六日終了した旨測量計画機関である独立行政法人水資源機構利根導水総合事業所長から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において適用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年五月九日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第五百七十四号

令和四年埼玉県告示第千八百八号で公示した公共測量は、令和五年三月二十四日終了した旨測量計画機関である白岡市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年五月九日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第五百七十五号

令和五年埼玉県告示第百十号で公示した公共測量は、令和五年三月十六日終了した旨測量計画機関である鳩山町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年五月九日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年五月九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年五月九日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒 井 敦 司

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 行田蓮田線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
地先まで 同市大字佐間字野合一四二二番一 地先から 行田市大字佐間字野合一四五一番一	地先まで 同市大字佐間字野合一四二二番一 地先から 行田市大字佐間字野合一四五一番一	区 間
一五・二一〇 二九・四七	一二・七九〇 一二二・〇七	敷地の幅員 (メートル)
二七・九五	二七・九五	延 長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年五月九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年五月九日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒 井 敦 司

行田蓮田線	路線名
行田市大字佐間字野合一四五一番一地从 から 同市大字佐間字野合一四二二番一地先 で	供用開始の区間
令和五年五月九日	供用開始の期日
令和五年五月九日付け埼玉県行田県土整備事務所長告示第九号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長二七・九五メートル	備考

告 示

埼玉県流域下水道事業告示第二号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和五年五月九日

埼玉県下水道事業管理者 山 崎 達 也

- 1 特定役務の名称及び数量
荒川左岸南部流域下水道ばいじん処分業務委託その1 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
荒川左岸南部下水道事務所 総務・管理担当
埼玉県さいたま市南区辻8丁目27番20号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和5年2月27日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
太平洋セメント株式会社
東京都文京区小石川1丁目1番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
82,280,000円(税込み)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当

告 示

埼玉県流域下水道事業告示第三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和五年五月九日

埼玉県下水道事業管理者 山崎 達也

- 1 特定役務の名称及び数量
荒川左岸南部流域下水道ばいじん処分業務委託その2 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
荒川左岸南部下水道事務所 総務・管理担当
埼玉県さいたま市南区辻8丁目27番20号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和5年2月27日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本メサライト工業株式会社
千葉県船橋市西浦3丁目9番2号
- 5 随意契約に係る契約金額
42,075,000円(税込み)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当

告 示

埼玉県流域下水道事業告示第四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和五年五月九日

埼玉県下水道事業管理者 山崎 達也

- 1 特定役務の名称及び数量
荒川右岸流域下水道ばいじん処分業務委託その1 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
荒川右岸下水道事務所 総務・管理担当
埼玉県和光市新倉6丁目1番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和5年2月28日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
太平洋セメント株式会社
東京都文京区小石川1丁目1番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
57,354,000円(税込み)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当

告 示

埼玉県流域下水道事業告示第五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和五年五月九日

埼玉県下水道事業管理者 山崎 達也

- 1 特定役務の名称及び数量
荒川右岸流域下水道ばいじん処分業務委託その2 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
荒川右岸下水道事務所 総務・管理担当
埼玉県和光市新倉6丁目1番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和5年2月28日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本メサライト工業株式会社
千葉県船橋市西浦3丁目9番2号
- 5 随意契約に係る契約金額
36,498,000円(税込み)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当

告 示

埼玉県流域下水道事業告示第六号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和五年五月九日

埼玉県下水道事業管理者 山崎 達也

- 1 特定役務の名称及び数量
中川流域下水道ばいじん処分業務委託その1 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
中川下水道事務所 総務・管理担当
埼玉県三郷市番匠免3丁目2番2号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和5年2月21日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
太平洋セメント株式会社
東京都文京区小石川1丁目1番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
101,640,000円(税込み)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当

告 示

埼玉県流域下水道事業告示第七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和五年五月九日

埼玉県下水道事業管理者 山崎 達也

- 1 特定役務の名称及び数量
中川流域下水道ばいじん処分業務委託その2 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
中川下水道事務所 総務・管理担当
埼玉県三郷市番匠免3丁目2番2号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和5年2月21日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
住友大阪セメント株式会社栃木工場
栃木県佐野市築地町715番地
- 5 随意契約に係る契約金額
58,080,000円(税込み)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当